

所得区分		平成30年7月診療分まで	平成30年8月診療分から
市民税課税世帯	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	67万円	212万円
	現役並みⅡ（課税所得380万円以上690万円未満）		141万円
	現役並みⅠ（課税所得145万円以上380万円未満）		67万円
	一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円
	区分Ⅰ（年金収入80万円以下）	19万円	19万円